

大阪市立大学杉の子保育園利用細則

(趣旨)

第1条 大阪市立大学杉の子保育園規程（平成21年規程第41号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、杉の子保育園（以下「保育園」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(月極保育の利用申込み)

第2条 月極保育の利用を希望する者は、本学が指定する場合を除き、原則として入園希望日の2月前から1月前までの間に、所定の利用申込書及びその他の必要書類を提出しなければならない。

(月極保育の利用決定)

- 第3条 前条の利用申込みがあったときは、理事長は、入園の可否を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により保育園の利用を許可された者は、速やかに所定の手続きを行うものとする。
 - 3 利用申込後に申込みを取り下げるとき、又は入園決定後に入園を辞退するとき、所定の入園申込取下げ・辞退届を速やかに理事長へ提出しなければならない。

(一日および半日保育の利用登録及び利用申込み)

- 第4条 一日（半日）保育の利用を希望する者は、あらかじめ所定の日（半日）保育利用登録申込書を提出し、利用者登録をしなければならない。
- 2 一日（半日）保育を利用する場合は、前項の登録の後、教職員及び学生は原則として利用予定日の1月前から2日（保育園の休園日を除く。）前までの間に、保育園に予約しなければならない。
 - 3 一日（半日）保育の予約の変更及びキャンセルについては、原則として利用予定日の2日（保育園の休園日を除く。）前までに保育園に申し出なければならない。

(一日および半日保育のキャンセルによる利用の制限)

- 第4条の2 原則として一日（半日）保育のキャンセル回数が、乳幼児1人につき1月あたり5回を超える場合は、その翌々月の1月にかかる一日保育の利用を停止する。
- 2 前項のキャンセルについて、1回のキャンセルにつきキャンセルできる日数の制限は定めない。

(延長保育の利用申込み)

第5条 月極保育及び一日(半日)保育において、延長保育を利用する場合は、原則として利用予定日の2日(保育園の休園日を除く。)前までに保育園に予約しなければならない。

- 2 延長保育の予約の変更及びキャンセルについては、原則として利用予定日の2日(保育園の休園日を除く。)前までに保育園に申し出なければならない。

(保育園の利用期間)

第5条の2 保育園の利用期間は、最長で入園した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)又は利用登録された年度の末日までとし、利用期間終了後、引き続き保育園による保育を必要とする場合は、所定の手続きを行わなければならない。

(保育料の納付)

第6条 利用者は、保育の形態及び種別に応じて、次条から第9条までに定めるところにより、規程第8条に定める保育料を支払わなければならない。

(基本保育料)

第7条 基本保育料は、利用した月ごとに、利用月の翌月の末日までに支払うものとする。

- 2 基本保育料の算定は、入園又は退園した日の属する月を含むものとし、日割り計算は行わないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、保育園に入園した乳幼児(以下「園児」という。)が、入院又は感染症に罹患するなど、やむを得ないと認められる理由により一定期間以上登園しなかった場合は、次の各号に定めるところにより基本保育料を減額又は免除するものとする。
 - (1) 当該月中16日以上(保育園の休園日を含む。)登園しなかった場合 当該月の基本保育料を2分の1に減額
 - (2) 当該月中1日も登園しなかった場合 当該月の基本保育料を免除
 - (3) 月をまたがって連続して16日以上(保育園の休園日を含む。)登園しなかった場合(またがった月のいずれかにおいても登園しなかった日が16日未満である場合に限る。) 当該期間の末日が属する月の1月分の基本保育料を2分の1に減額
- 4 前項の基本保育料の減額又は免除を受けようとする利用者は、基本保育料減額申請書を提出しなければならない。

(一日(半日)保育料)

第8条 一日(半日)保育料は、原則として利用日ごとに現金で支払うものとする。

2 一日(半日)保育を利用前日(保育園の休園日を除く。以下この項において同じ。)の12時以降にキャンセルした場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。

(1) 利用前日の12時から18時までの間にキャンセルした場合 規程別表第2に定める一日(半日)保育料の4分の1に相当する額

(2) 利用前日の18時以降にキャンセルした場合 規程別表第2に定める一日(半日)保育料の2分の1に相当する額

3 前項の規定にかかわらず、利用者の責めに帰さない事由によるキャンセルであると認められる場合は、前項各号に定めるキャンセル料の支払いを免除することがある。

(延長保育料)

第9条 月極保育における延長保育料は、1月単位でまとめ、利用月の翌月に基本保育料とあわせて支払うものとする。

2 一日(半日)保育における延長保育料は、原則として利用日ごとに現金で支払うものとする。

3 延長保育を当日キャンセルした場合及び当日時間を短縮した場合は、延長保育料のキャンセル料として、予約内容どおりの金額を支払うものとする。

(退園又は保育の中止)

第10条 理事長は、利用者又は園児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該園児の退園を命じ、又は保育の実施を停止することができる。

(1) 利用者が規程第7条に定める利用資格を失ったとき

(2) 園児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあるため、他の園児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 利用者又は園児がこの細則又は別に定める遵守事項に違反したとき

(4) その他園児の通園が適当でないと認められるとき

2 利用者は、園児の退園を希望する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、退園しようとする日の1月前までに所定の退園届を理事長に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第11条 利用者又は園児が故意又は過失により保育園の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害の全部若しくは一部を賠償し、又はこれを原状に回復しなけ

ればならない。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、保育園の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。